

生徒指導規程 I

生徒心得

学校生活について

1 通学

- (1) 通学の時は、本校所定の服装とする。
- (2) 登下校時は、公衆道徳を守り、高校生としての品位を保ち被害防止に留意する。
- (3) 始業 10 分前には教室に入るように心掛ける。
- (4) 履物・雨具・自転車などは、所定の場所に整頓して置く。
- (7) 自転車通学を希望する場合は、(我孫子駅から学校までも含む) 学校所定の願いを提出する。通学にあたっては、次のことを厳守する。
 - ア 学校所定のステッカーをつける。
 - イ 夜間はライトをつける、ながら運転をしないなど交通規則を守る。
 - ウ 指定された通学路を通行し、学年所定の駐輪場に置く。

2 校内生活

- (1) HR や授業の始めと終りの礼は正しく行う。
- (2) 所持品には記名をし、紛失又は拾得したら、担任に届け出る。
- (3) 放課後までは許可なく外出しない。
- (4) 清掃の責任分担を果たす。
- (5) 生徒間での金銭の貸借はしない。
- (6) 学習上関係のない出版物や遊具は校内に持ち込まない。
- (7) 漫画等学習上関係のない出版物や遊具は校内に持ち込まない。
- (8) スマートフォン、タブレットの使用は、学習活動に限り認める。
- (9) 完全下校時刻は 17:00。部活動生徒は 19:00。
- (10) 下校の際は戸締り・消灯をする。
- (11) HR 以外の教室の使用は、教室の管理担当職員の許可をうけ、使用後は整理・整頓をする。
- (12) 学校設備の机・椅子、その他の備品は大切に取扱い、勝手に移動などしない。
- (13) 来訪者には挨拶をする。
- (14) 生徒手帳と身分証明書は常に携帯する。
- (15) 校内での政治活動及び選挙活動、投票活動は禁止する。

3 出欠席に関する事項

- (1) 病気、引などで欠席するときは、保護者が電話等で連絡する。
- (2) 遅刻した場合は、遅刻カードを記入し、HR 担任の印鑑をもらい入室する。
- (3) 早退・欠課(保健室など)の時にも、HR 担任に申し出て許可を得る。
- (4) 公欠する場合には、職員(顧問)を通じて許可願いを提出する。また、HR 担任にも連絡する

4 校外生活

- (1) 校外にあっても、高校生としての服装や言動に十分留意する。
- (2) 部活動で行事に参加する時は、所定の手続をとり、許可を得て参加する。
- (3) 旅行をする時は、保護者の承諾を得てから旅行届を事前に HR 担任に提出する。
- (4) アルバイトは、長期休業中以外(平常時)は、生徒の本分から原則として禁止する。ただし、家庭の事情・経済的理由などにより許可することがある。長期休業中は、別に定める基準により許可する。許可申請については保護者の承諾を得て、アルバイト許可願を HR 担任に提出し、学校の許可を得る。
- (5) 高校生として不健全な場所には立入らない。
- (6) 夜間の外出はひかえる。23 時から翌日 4 時までの外出は条例で禁止されている。

5 その他

- (1) いかなる場合にも、暴力を用いてはならない。その他の違法行為はしない。生徒の問題行動や違法行為には、特別指導、若しくは懲戒処分を行う。
- (2) 男女交際には、高校生としての節度とエチケットを忘れてはならない。
- (3) 怪我・病気などにより異装をする時は、HR担任に「異装願」を提出し、学校の許可を得る。
- (4) 掲示物は係職員の承認を得る。その際場所及び期間など指定を守る。
- (5) 無断でものを販売したり集金をしない。
- (6) 休日に出校する時でも、所定の服装で登校する。
- (7) 休日中の事故は速やかに HR 担任へ連絡する。
- (8) 休日等には無断で校舎内に立ち入らない。

自転車通学全般について

1 自転車通学を希望するとき

- (1) 「自転車通学許可願」を提出し許可を受ける。その際、交付されるステッカーを自転車後輪の泥よけ部分の見えやすいところに貼付する。
- (2) 自転車の変更、ステッカーを紛失した場合は直ちに「自転車通学許可願」を提出し、許可を受ける。

2 駐輪場について

- (1) 校内においては所定の場所に奥から整然と並べ、それ以外の場所に置かない。
- (2) 我孫子駅から学校まで自転車を利用する場合、駅周辺の所定の駐輪場を利用する。
- (3) 鍵をつけ施錠する。
- (4) 長期休業中など、長期にわたって使用しない時は自宅に持ち帰る。

3 自転車安全点検整備について

- (1) 各自の責任において、常に安全走行できるよう点検しておく。
- (2) 学校で実施する自転車安全点検は必ず受ける。

4 通学路について

- (1) 自転車利用は、登下校時とも定められた通学路（教室掲示地図参照）を通行し、それ以外の道路は通行しない。

5 自転車走行上の留意点

- (1) 交通ルールを守り、事故に遭わないように十分気を付ける。
- (2) 他の車両や走行者、付近の住民の方々の迷惑になるような行為は厳に慎む。
- (3) 違反行為や指導に従わないときは、自転車通学許可を停止、又は取り消すことがある。違反行為は通学路以外の通行・二人乗り・右側通行・過速度通行（スピードの出しすぎ）・並進・一時停止義務違反・無灯火・信号無視・ながら運転など。

6 事故に遭ったとき

- (1) 被害者のみならず、加害者になる場合もあるので慎重に対処する。
- (2) 過失の度合い、けがの程度にかかわらず、必ずお互いの住所・氏名・電話番号・連絡方法などを確認する。特に怪我があった場合は後遺症の心配があるので、決してその場だけでおさめようとしない。
- (3) 自転車保険（個人賠償責任保険など）の加入は義務で、ヘルメット着用は努力義務である。

制定の背景

本校では、自転車通学が約 75%、列車・バス通学が約 25%である。このことにより、地域住民と関わりを持つ機会が多く、自転車乗車マナーなどに対して地域住民からの苦情は少なくない。生徒個々の交通安全意識の向上が必要である。自他の生命尊重という理念の下、社会の一員としての責任を自覚し、他の人々や地域の安全にも貢献できる人間を育成し、また、人優先の交通安全思想の下、高齢者などの交通弱者に関する知識や思いやりの心を育み、交通事故を起こさない意識を育てるという観点から制定した。

服装身なりに関する規程

1 制服に関する規定

○男子

- ・冬季は学生服（紺の詰襟）で本校の校章入りボタンをつける。
- ・右襟に校章バッジをつける。
- ・夏季は、白無地の半袖・長袖のYシャツまたは開襟シャツとする。ズボンは本校所定のものとする。本校所定のセーター及びベストの着用は自由とする。

○女子

- ・冬季は白無地の長袖のYシャツに、本校所定の制服を着用する。
- ・夏季は本校所定の制服に白無地の半袖、長袖のYシャツ・または開襟シャツを着用する。本校所定セーター、ベストおよびリボンの着用は自由とする。

2 頭髪などについて

清潔感のある髪型とする。また装飾品や化粧などはしない。

3 防寒着（コート類）について

華美でないもの。ただし、病気その他特別な事情のある場合は着用を許可することもある。

4 上履きについて

学校所定の上履きを履き、かかとを踏みつぶさない。

5 夏服・冬服の期間について

夏服期間：6月1日～9月30日

冬服期間：10月1日～5月31日

夏服移行期間：夏服期間の前後1ヶ月（5月、10月）は夏服を着用してもよい。夏服期間中で寒い場合は、本校制定のベスト及びセーターを着用し各自調節すること。

制定の背景

男子は詰襟、女子はブレザーで色はともに上下濃紺である。制服は学校のシンボルであり、制服着用で得られる安全の他、身だしなみや帰属意識の醸成等、その役割は多面にわたり存在する。したがって、その役割を有効的に実現するために、千葉県公立学校としての自覚を念頭に規定を設けた。また、生徒自らが内面的に自覚し、制服規定を順守する意識を育てるために、頭髪の長さ、冬季着用のコート類、靴下の色の指定はしていない。

アルバイトについて

アルバイトは、長期休業中以外（平常時）は、学生の本分から原則として禁止する。但し、家庭の事情・経済的理由などにより、別に定める基準により許可する。長期休業中も別に定める基準により許可する。

長期休業中のアルバイトについて

1 手続き

- (1) 必ず保護者連名で「アルバイト許可願」を学級担任に提出する。

2 許可基準

- (1) 欠点（29点以下）科目がない。
- (2) 保護者の同意がある。
- (3) 高校生として相応しくない職種（アルコールを取り扱う接客業）などでない。
- (4) 泊を伴うもの、危険な場所や作業内容でない。
- (5) 原則として休業の半分の日数を超えないこと。（但し、冬季・春季休業中はこの限りではない。）
- (6) 就業時間は21:00終了を目安とし、帰宅時間が夜22:00を超えない設定であること。

制定の背景

日本の社会の雇用体系から、高校生のアルバイトは社会のニーズとなっている。また、学校から職業への移行が急激であることから若年労働者の職業能力が円滑に形成されない面なども考慮し、学校教育の段階から学習と労働を組み合わせるということも必要と考えた。また、学校が間に入ることによって、賃金の不当な未払いなどのトラブルを抑制することもできる。しかしながら、あくまでも生徒であり、学業が本分である以上、学業に支障をきたさないように必要最小限の規定を設けた。

自動車運転免許取得について

- ・自動車、オートバイの免許取得は在学中においては禁止する。オートバイの同乗についても禁止である。
- ・3年生の自動車運転免許の取得（教習所入所）については、許可制とする。
- ・教習所入所（四輪車のみ）は原則、家庭学習期間に入ってから（2月以降）とする。
- ・ただし、特別に必要な場合と認められた場合は、家庭学習期間前に教習所の入所を許可する。
- ・教習所入所希望者は、所定の手続きを行い、以下の要件を満たすものに許可する。

1 家庭学習期間後の入所について

- (1) 教習所入所許可願及び誓約書を提出すること。
- (2) 成績不振科目（欠点）がないこと。

2 特別に必要な場合と認められた場合（家庭学習期間前の入所）について

※ 特別に必要な場合とは、卒業後の進路、又は、家庭の生活上4月以降早急に運転免許を必要とし、学校長が必要であると認めた場合のことである。

- (1) 家庭学習期間後の入所についての要件、(1)・(2)に準ずる。
- (2) 学校生活に支障がないこと。教習などの理由による欠席・遅刻・早退は認めない。支障があると認められた場合は教習所入所許可を取り消す。
- (3) 考査一週間前は学習に専念し、教習所には通はないこと。
- (4) 進路先（就職先）からの届け出（早期に必要な場合の理由）の書類の提出、又は確認を行う場合がある。

3 その他

教習所の入所時期にかかわらず免許の取得は卒業式後とする。
無断教習所入校・無断免許取得は特別指導の対象となる。

制定の背景

交通安全における理念は、「自転車通学全般について」の制定の背景と同様である。

オートバイ（原動付自転車を含む）の免許取得禁止は、文武両道を学校教育方針に掲げているところから、学習と部活動に専念することを念頭に置き規定した。

普通自動車免許取得に関しては、高校3年生としての心身の発達段階に応じ、さらに、生徒と保護者の要望も考慮して規定を設けた。

定期考査前の部活動特別練習について

- ・公式戦等が、考査最終日から2週間以内実施される場合は、校長の許可により考査1週間前から考査最終日前日まで、特別練習許可を得て1時間程度の活動をすることができる。

校則の策定及び見直しの際の手続きについて

1 学校が策定、見直しをする場合

(1) 見直し事項について

・生徒指導部会→校則検討委員会→運営委員会→職員会議

2 生徒の要望から策定、見直しをする場合

(1) 校則変更の申し出からの流れ

・校則変更願→生徒会本部→代議会→生徒指導部会→校則検討委員会→運営委員会→職員会議

(2) 校則変更願について

所定の様式に記入し、生徒会顧問もしくは生徒会本部役員に提出する。

記入事項は ①変更したい校則 ②変更したい理由・根拠 ③賛同する者の署名

※署名の人数は在籍生徒の 1/3 以上とし、職員も署名することができる。

(3) 校則検討委員会について

構成は校長、生徒指導部長、生徒会主任、生徒指導部員（1名）、生徒会本部(会長、副会長)、代議員（各学年1名）、校則変更願を提出した代表生徒の計10名。内容に応じて変更する校則に関係する分掌主任も参加し、その場合は11名以上で構成される。

司会は生徒会本部が担当し、代議会や生徒指導部会で出た意見を聞き、変更の可否や条件を検討する。

現行の校則の意図や問題点について深く考え、建設的な話し合いとすること。また、委員会は常置とはせず、校則変更願が生徒会に提出されてから発足し、開かれるものとする。

3 その他

議事録は生徒会で作成し、検討が終了した時点で生徒へ周知する。

生徒指導規程 II

- 1 校長は学校教育法第11条に基づき、教育上必要があると認められる場合は、生徒に懲戒処分を行う。
- 2 生徒の懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒処分の告知は、保護者立会いのうえ、校長が行うものとする。
- 4 懲戒処分のうち退学は、以下のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない。
 - (4) 学校の秩序を乱し、他人に大きな迷惑をかける不法行為や、著しく生徒心得を逸脱する行為を行った。
 - (5) その他生徒としての本分に反した。
- 5 懲戒処分のうち停学は、30日以内の期間、登校を停止するものとする。
- 6 懲戒処分のうち停学、訓告については、生徒及び保護者が同処分にあたる行為の問題性について十分理解しており、教育上、懲戒処分の場合と同等の効果を得ることができると校長が判断した場合は、これを自宅謹慎、登校謹慎、校長注意等（以下、「特別指導」という。）に替えることができる。
- 7 懲戒処分（特別指導）に該当する行為と指導内容の基準は、別表に規定する。
- 8 懲戒処分（特別指導）の決定
 - (1) 問題行動の事実に基づき、職員会議で審議し、校長が決定する。
 - (2) 在学中の生徒の問題行動は、それが過去のものであっても、本校入学後のものであれば、懲戒処分（特別指導）を行う場合がある。
 - (3) 問題行動を学校が認知する以前に、生徒本人又は保護者（保証人）より自発的に申し出があり、反省が顕著である場合は、懲戒処分（特別指導）の決定に考慮する場合がある。
- 9 懲戒処分（特別指導）中の指導
 - (1) 停学（謹慎）の指導を受けた生徒（以下、「謹慎者」という。）は、指定された内容についての反省文を書く。
 - (2) 謹慎者は、自宅又は学校で保護者又は監督者の下謹慎し、「謹慎中の心得」に則った生活をする。
 - (3) HR担任等は、謹慎者の家庭を訪問し、家庭の協力の下、本人の自己反省を促す。また、反省日誌、反省文、課題の確認を行う。
 - (4) 謹慎者は、原則として校内外の諸行事への参加を禁ずる。
 - (5) 指導期間中に新たな問題行動が認められた場合は、指導変更を行う場合がある。
- 10 懲戒処分（特別指導）の解除
 - (1) 本人の反省状況が、態度・反省文・反省日誌等により十分に確認されたとき、懲戒処分（特別指導）を解除する。
 - (2) 懲戒処分（特別指導）の解除は、職員会議を経て、校長が決定する。
 - (3) 懲戒処分（特別指導）の解除は、保護者立ち会いの上、校長が行うものとする。
- 11 本校における懲戒処分（特別指導）に該当する行為と指導内容の基準は、別表に規定する。

主な懲戒処分（特別指導）の基準（別表）

※停学は自宅謹慎又は登校謹慎に、訓告は校長注意等に替える場合がある。

学校規則違反、指導拒否、器物破損、反社会的行動 等	訓告以上
考査規定違反、ネット関連、器物損壊、喧嘩、占有離脱物横領、飲酒、対教師暴言 等	停学5日以上
暴力行為、不正乗車、脅迫・強要、窃盗、無断免許取得 等	停学7日以上
いじめ、対教師暴力、無免許運転、薬物乱用 等	停学14日以上

ただし、対教師暴力、いじめについては懲戒退学処分とする場合がある。